クロベ	樹姿、生長速度、枝の密度、枝のタイプ、枝の角度、一次小枝の数、一次小枝のタイプ、二次小枝の広がり方、高次小枝の長さ、高次小枝の幅、春の高次小枝の上面の主な色、春の高次小枝の下面の主な色、春の高次小枝の斑の色、夏の高次小枝の上面の主な色、夏の高次小枝の下面の主な色、夏の高次小枝の斑の色、小枝の斑の有無、夏の高次小枝の斑のタイプ、夏の高次小枝の斑の色、冬の高次小枝の上面の主な色、冬の高次小枝の下面の主な色、冬の高次小枝の斑の色、小枝の斑の有無、冬の高次小枝の斑のタイプ、冬の高次小枝の斑の色、鱗片葉のタイプ、鱗片葉の幅、鱗片葉の長軸、鱗片葉の先端の形状、鱗片葉の腺の突出、鱗片葉の光沢、針葉の長さ

表ほととぎすの項中「ほととぎす」を「ホトトギス」に改め、同表シャシャンボの項の次に次のように加える。

コケモモ	樹姿、樹高、前年枝の色、前年枝の毛の長さ、葉身の長さ、葉身の幅、葉身の長さ／幅、葉身の光沢、葉身の表面の緑色の濃淡、葉身の斑の有無、葉身の斑の分布、葉身の斑の色、葉身の斑の二次色、1花序の花数、花序の長さ、花の色、果実の長さ、果実の幅、果皮の色、開花始期、成熟期

表あずきの項を次のように改める。

アズキ	生育型、胚軸のアントシアニンの着色、頂小葉の長さ／幅、頂小葉の切れ込み、開花期、茎の長さ、さやの幅、さやの色、成熟期、分枝数、主茎の節数、さやの長さ／幅、子実の長さ、子実の幅、子実の色、子実の斑紋の色、子実の斑紋の種類、子実の百粒重、生態型

表ふじの項中「ふじ」を「フジ」に改める。

○経済産業省告示第四十九号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百四十号）の施行に伴い、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十二日　経済産業大臣　世耕　弘成

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部を改正する告示

（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部改正）

第一条　容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号中「油圧式」の下に「、空気式及び窒素式」を加え、「油等」を「油、空気又は窒素等」に改める。

（認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示の一部改正）

第二条　認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（平成十七年経済産業省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項の次に次の一項を加える。

5　事業所は、冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること。

（溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示の一部改正）

第三条　溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示（平成二十二年経済産業省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

「第六号」の下に「及び第七号」を加え、「及びコンビナート等保安規則」を「並びにコンビナート等保安規則」に改める。

附　則

この告示のうち、第一条の規定は公布の日から、第二条及び第三条の規定は平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第五十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十九年三月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	業種	指定期間
一	花こう岩・同類似岩石採石業	平成二十九年四月一日から平成二十九年六月三十日まで
二	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
三	砂岩採石業	
四	粘板岩採石業	
五	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
六	ろう石鉱業	
七	酸性白土鉱業	
八	けいそう土鉱業	
九	しゅんせつ工事業	
十	舗装工事業	
十一	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
十二	木造建築工事業	
十三	建築リフォーム工事業	
十四	れんが工事業	
十五	タイル工事業	
十六	コンクリートブロック工事業	
十七	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
十八	道路標示・区画線工事業	
十九	はつり・解体工事業	
二十	一般電気工事業	
二十一	電気配線工事業	